

GPS-Academic利用約款

変更内容について

ベネッセ i-キャリア取り扱いアセスメントテストとして、サービス基準の統一の観点で見直しを行っています。また、利用者という表現を受検者に改めました。これに伴い全体的に詳細な表記等を見直しています。
 なお、条項の番号等のみの変更、ならびに漢字かな表記等のみの変更については「変更なし」として記載を省略しております。

2019年10月15日 改定後	改定前	主な変更点
<p>第1条（目的） 株式会社ベネッセ i-キャリア（以下「甲」という）は、このGPS-Academic利用約款（以下「本約款」という）に基づき、パソコン上で実施するアセスメントテスト「GPS-Academic」（以下「本サービス」という）を申込者（以下「乙」という）に提供し、乙が本サービスを利用するにあたり、甲及び乙は本約款を遵守するものとする。</p>	<p>第1条（趣旨） 株式会社ベネッセ i-キャリア（以下「甲」という）は、このGPS-Academic利用約款（以下「本約款」という）に基づき、パソコン上で実施するアセスメントテスト「GPS-Academic」（以下「本サービス」という）を申込者（以下「乙」という）に提供し、乙は本サービスを利用するにあたり、本約款を遵守するものとする。</p>	<p>約款を甲乙ともに順守するよう記載変更。</p>
<p>第2条（本サービスの内容） 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する学生、入学予定者等の受検者（以下「受検者」という）への本サービス案内、ならびにテストの実施、採点処理、成績（帳票）納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なテスト管理システム（以下「本システム」という）の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	<p>第2条（本サービスの内容） 本サービスとは、乙が指定する乙に所属する学生、入学予定者等の受検者（以下「受検者」という）への本サービス案内、ならびに問題の提供、テストの実施、採点処理、成績（帳票）納品、結果の保存、乙が本サービス利用に必要なアセスメント管理システム（以下「本システム」という）の利用権限、各種マニュアル等の提供等、甲が乙に提供するサービスすべての総称をいう。</p>	<p>提供内容について「問題の提供」を削除。</p>
<p>第3条（契約の成立と個別テストの申し込み） 1. 乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの利用申込書が甲に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする。 2. 乙は、希望する場合、甲に対し、前項の運用担当者のほか、本サービス全体の管理者の設置を申請することができる。 3. 乙は、甲より発行された運用担当者IDならびに本システムから発行されるその他ID等（以下「申込者（団体）ID等」という）を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の関連機関、組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 5. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 6. 本サービス利用申し込み時の申請内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 7. 乙は、本サービス利用申し込みにより得られた権利を第三者に譲渡、継承、又は担保に供することはできないものとする。 8. 甲は上記各項に違反する事由を発見した場合、乙に対しその是正を催告し、甲の判断において乙の申込者（団体）ID等の利用を停止することができるものとする。</p>	<p>第4条（契約の成立） 乙が、本約款に同意し、甲に対して本サービスの利用の申し込みを行い、本サービスの申込者（団体）IDが発行され乙に到達することをもって、甲と乙の間に本サービスの利用に関する契約が成立するものとする</p>	<p>契約の成立と個別テストの申込の関係を追記。</p>
<p>第4条（申込者のID等の利用登録） 1. 乙は、個別テストの申し込み時に、テストの運用担当者を定め、甲に通知する。甲は、乙から運用担当者情報を受領後、本サービスの運用担当者IDならびにパスワードを発行し、乙に電子メールで通知する。 2. 乙は、希望する場合、甲に対し、前項の運用担当者のほか、本サービス全体の管理者の設置を申請することができる。 3. 乙は、甲より発行された運用担当者IDならびに本システムから発行されるその他ID等（以下「申込者（団体）ID等」という）を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の関連機関、組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 5. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 6. 本サービス利用申し込み時の申請内容に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 7. 乙は、本サービス利用申し込みにより得られた権利を第三者に譲渡、継承、又は担保に供することはできないものとする。 8. 甲は上記各項に違反する事由を発見した場合、乙に対しその是正を催告し、甲の判断において乙の申込者（団体）ID等の利用を停止することができるものとする。</p>	<p>第3条（申込と利用登録） 1. 甲は、乙から本サービスの申し込みを受け付けた後、本サービスの申込者（団体）ID（以下、「申込者（団体）ID」という）を発行する。 2. 乙は、甲より発行された申込者（団体）IDならびに本システムから発行されるその他ID（以下、「申込者（団体）ID等」）を厳重に管理する義務を負い、第三者（甲乙以外の者をいい、乙の関連機関、組織等を含む。以下同様）に譲渡、貸与、開示等してはならない。 3. 甲の責に帰すべからざる事由により、乙の申込者（団体）ID等が漏洩し、乙に損害が発生した場合、甲はその責を負わない。 4. 甲の責に帰すべからざる事由により、第三者が乙の申込者（団体）ID等を用いて本サービスの利用等を行った場合、甲は、当該利用等が乙によるものとみなすことができる。 5. 本サービスへの登録後、登録事項に変更が生じた場合は、乙は速やかに甲に通知し変更を行うものとする。 6. 乙は、本サービス利用申込により得られた権利を第三者に譲渡、継承、又は担保に供することはできないものとする</p>	<p>申込テストの運用担当者設定に関する手続きの追記、ならびに管理者設定に関する追記。</p>
<p>第5条（受検者情報、ID等の取り扱い） 1. 乙は、受検者個別の受検者用ID・パスワード（以下「受検者用ID等」という）を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID等で本サービスを受検するものとする。 2. 乙は、乙が指定する受検者の情報を、甲が指定する方法で本システムに登録する。 3. 乙は、受検者に対し本サービスの受検を告知するものとする。 4. 乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与もしくは開示等をさせないものとする。 5. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 6. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらず、漏洩した受検者用ID等を用いて、当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が本サービスを受検した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 7. 甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>第9条（受検者用IDの使用管理） 1. 乙は、受検者個別の受検者用ID・パスワード（以下「受検者用ID等」という）を決定のうえ受検者に指定し、受検者は指定された受検者用ID等で本サービスを受検するものとする。 2. 乙は、受検者に、受検者用ID等を厳重に管理させ、第三者への譲渡又は貸与もしくは開示等をさせないものとする。 3. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに受検者用ID等が漏洩したことにより乙又は受検者を含む第三者に生じた損害に対し、甲は一切の責任を負わないものとする。 4. 乙又は受検者の管理下において、甲の責に帰すべき事由によらずに漏洩した受検者用ID等を用いて当該受検者用ID等の使用を認められた受検者以外の第三者が、本サービスを受検した場合、甲は当該受検者が当該受検者によるものとみなすことができる。 5. 甲は、受検者用ID等が不正に利用されている疑いがある場合、当該受検者用ID等を自ら変更し、又は乙に変更を求め、当該受検者用ID等の使用又は本サービスの利用を一時的に停止することができる。</p>	<p>第4項の削除。 受検者用ID等不正利用の疑いがある場合、ID等の変更をすることなく、利用の一時停止を行えるよう変更。 受検者への告知方法の詳細を削除。</p>
<p>第13条（採点結果データ等の利用） 乙は、甲が本サービスの提供を通じて得たデータ（以下「採点結果データ等」という）を成績処理や結果報告などの本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、ならびに乙及び受検者個人を容易に識別・特定できない形式に加工したデータ（以下「加工統計データ等」という）を作成し、本サービスを含むテストの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用すること、また、加工統計データ等と甲が保有する情報とを併せて統計処理したうえで、営業活動用資料の作成、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。また、乙は、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、加工統計データ等をベネッセ、大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。</p>	<p>第13条（採点結果データ等の利用） 乙は、甲及びベネッセが本サービスの提供を通じて得たデータを大学・大学生向けの成績処理や結果報告などの本サービス及び付随サービス提供の目的で利用すること、ならびに、乙及び受検者個人を識別・特定できない形式に加工したデータを作成し、本サービスを含むアセスメントの項目・尺度の妥当性・信頼性の分析及び標準化の確認などを目的として利用すること、また、甲及びベネッセが保有する情報と併せて統計処理したうえで、営業活動用資料の作成、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等に利用することを予め承諾するものとする。また、乙は、大学教育や学生の実態等の調査・分析及びその公表、商品の研究・開発等を目的として、乙及び受検者個人を識別・特定できない形式に加工したデータをベネッセ、ベネッセ教育総合研究所ならびに大学等の研究者・研究機関が利用すること、また、研究成果は学会や各種媒体等で発信される場合があることを予め承諾するものとする。以下採点結果及び採点結果から得られたデータを個人情報の有無に拘わらず「採点結果データ等」という。</p>	<p>採点結果データの利用主体より株式会社ベネッセコーポレーションを削除。 個人情報を識別・特定できない形に加工した加工統計データを区別して記載。 加工統計データの利用者について変更。</p>

<p>第14条（採点結果データ、加工統計データ等の保管、廃棄、削除、消去）</p> <p>1. 甲は、採点結果データ等を、テスト実施日より一定期間（以下「保存期間」という）、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2. 甲は、前項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>3. 乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。</p> <p>4. 甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定める加工統計データ等を保存することができる。</p>	<p>第14条（採点結果データ等の保管、廃棄、削除、消去）</p> <p>1. 甲は、採点結果データ等を、テスト実施日より一定期間（以下「保存期間」という）、当該採点処理等の結果報告と同じ内容の報告ができる状態で保存できるものとし、保存期間を経過した採点結果データ等については、速やかに削除、廃棄等するものとする。</p> <p>2. 甲は、保存期間を経過した後も、第13条に定めるデータの形式で、採点結果データ等を保存することができる。</p> <p>3. 甲は、前二項の定めにかかわらず、乙の依頼により返却、削除、廃棄等した採点結果データ等は保存できないものとする。</p> <p>4. 乙は、乙の採点結果データ等の返却、削除、廃棄等を求める場合には、その具体的な日時や方法等について、甲と協議・決定のうえ書面により甲に指示するものとし、甲は、乙の指示に基づき実施しなければならない。ただし、甲は、乙の指示がない場合は、前三項の定めに従い乙の採点結果データ等を取扱わないものとする。</p>	<p>採点結果データの取り扱い、並びに加工統計データの取り扱いを区別して記載。</p>
<p>第16条（本サービスの利用停止・解除等）</p> <p>1. 甲は、合理的な根拠に基づき、乙が本約款に違反している疑いがある場合、乙の本サービスの全部又は一部の利用を停止することができる。</p> <p>2. 契約の解除・解約後も、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条、第23条及び本項は存続するものとする。</p>	<p>第16条（本サービスの利用停止・解除等）</p> <p>1. 甲は、合理的な根拠に基づき、乙が本約款に違反している疑いがある場合、乙の本サービスの全部または一部の利用を停止することができる。</p> <p>2. 契約の解除・解約後も、第7条、第8条、第11条、第13条、第14条、第17条、第18条、第19条、第23条及び本項は存続するものとする。</p>	<p>条番号の修正。</p>
<p>第18条（損害賠償）</p> <p>甲及び乙は、本約款に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、直接かつ現実に生じた通常の損害に限り、賠償する責任を負う。</p>	<p>第18条（損害賠償）</p> <p>乙が、本約款に違反して甲に損害を生じさせた時は、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>対象を、甲乙ともに変更。</p>
<p>第19条（免責事項）</p> <p>甲は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を一切負わない。</p> <p>1. 下記の事項及びそれに起因する損害について、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>(1)本サービスの変更、一時停止、廃止</p> <p>(2)本サービス内外での第三者との紛争・トラブル</p> <p>2. 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの毀損・消失、データへの不正アクセスにより生じた損害について、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>3. 甲は、ハッキングその他の不正アクセスにより乙及び受検者に被害が生ずることのないよう、ファイアウォールその他の合理的な措置を講じる。これらの措置にもかかわらず不正アクセスが行われ乙及び受検者に損害が生じた場合で、甲に故意又は重大な過失が存在しない場合</p> <p>4. 通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害等の不可抗力に起因して本サービスに関するデータが消失・変更された場合、また同原因に起因して本サービスの提供に際して不具合やエラーや障害が生じた場合</p> <p>5. 乙及び受検者が、甲の提供する実施管理マニュアル、付属マニュアル、受検者向けマニュアル、その他注意事項等を遵守しなかったために、採点結果に影響が生じた場合</p> <p>6. 甲が、本サービスの提供として採点処理等の結果報告をし、乙が、自ら又は第三者をして、当該報告データ又は報告書を加工・編集した場合</p> <p>7. 甲が乙及び受検者に対して案内する本サービスの利用にあたり必要な利用環境を、受検者が準備できず受検できない場合</p>	<p>第19条（免責事項）</p> <p>甲は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、その責任を一切負わない。</p> <p>1. 下記の事項及びそれに起因する損害について、甲に故意または重大な過失が存在しない場合</p> <p>(1)本サービスの変更、一時停止、廃止</p> <p>(2)本サービス内外での第三者との紛争・トラブル</p> <p>2. 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの毀損・消失、データへの不正アクセスにより生じた損害について、甲に故意または重大な過失が存在しない場合</p> <p>3. 甲は、ハッキングその他の不正アクセスにより乙及び受検者に被害が生ずることのないよう、ファイアウォールその他の合理的な措置を講じる。これらの措置にもかかわらず不正アクセスが行われ乙及び受検者に損害が生じた場合で、甲に故意または重大な過失が存在しない場合</p> <p>4. 通常講ずるべきコンピュータウイルス対策では防止できないウイルス被害等の不可抗力に起因して本サービスに関するデータが消失・変更された場合、また同原因に起因して本サービスの提供に際して不具合やエラーや障害が生じた場合</p> <p>5. 乙及び受検者が、甲の提供する実施管理マニュアル及び、付属マニュアル等のとおりに行わなかったために、採点結果に影響が生じた場合</p> <p>6. 甲が、本サービスの提供として採点処理等の結果報告をし、乙が、自ら又は第三者をして、当該報告データ又は報告書を加工・編集した場合</p> <p>7. 甲が乙及び受検者に対して案内する本サービスの利用にあたり必要な利用環境を、受検者が準備できず受検できない場合</p>	<p>第5項に受検者向けマニュアルを追加。</p>
<p>第22条（分離可能性）</p> <p>本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。</p>	<p>第22条（分離可能性）</p> <p>本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、甲及び乙は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとする。</p>	<p>消費者契約法の記載を削除。</p>